



GAP 普及ニュース

目次

- 【巻頭言】TPP を契機に、あるべき GAP の推進ができないか・・・・・・・・・・ 1
- GAP は持続可能な農業と地域振興に寄与するものでなければならない・・・・・・・・ 3
連載2 ー農業の「道しるべ」と国民的理解ー
- 【GH 農場評価制度】の評価現場シリーズ《その2》・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
評価現場で確認した商業 GAP 認証の問題点と GAP 指導の課題
- GAP 実現（持続的農業と地域農業振興）のためには「農場評価員」の育成が必要・・ 14
- グリーンハーベスター評価制度のロゴマーク決まる・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 日本生産者 GAP 協会 2013 年度 GAP シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
GLOBALG.A.P. 2013 ツアー JAPAN 合同開催
- 2014 年春期 GAP シンポジウムの予告・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2013 年度 GAP 実践セミナー・農場実地トレーニングの開催予定・・・・・・・・ 18
- 『日本の農業普及制度と GAP 推進』<連載第6回>・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
アジアの普及事業の多様性と GAP
- 《日本における GLOBALGAP の役割と課題》(連載第5回)・・・・・・・・・・・・ 22
農産物の自由貿易と GAP 認証の国際標準
- 株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載7回)・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
～農業高校の意義を見直す～
- 《用語解説》グローバルとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【巻頭言】

TPP を契機に、あるべき GAP の推進ができないか

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 石谷孝佑

日本は、一昨年（2011 年）の 11 月、時の民主党政権が TPP への参加の意思を表明した。その折に GAP 普及ニュース 24 号（2011.12）に「大震災からの復興、農業の振興を」と題して、世界貿易の「仲良しクラブ作り」と日本農業について書いた。

世界の多くの国が参加していた WTO（世界貿易機関）は、アメリカなどの大規模農業の国と中国やインドなどの発展途上国との利害が衝突し、2008 年 7 月に決裂したままになっている。このような中で、アメリカは 2010 年に WTO を見限り、TPP という地域連携に舵を切った。

当時の世界貿易の仲良しクラブ作りは、「日中韓 3 カ国」、「アセアン 10 カ国」、「アセアン+3 の

13 カ国」(RCEP)、「TPP11 カ国+α」、「APEC21 カ国」などがあったが、2年近くたった現在、「日中韓 FTA」は首脳会談もできない状態になり、「アセアン 10 カ国」は 2015 年を目指して予定通り歩を進めており、RCEP は参加国が 16 カ国になって今年交渉が開始されている。また、TPP は、安倍政権になって日本が本格参加し、今年一杯の交渉妥結を目指している。現在 TPP への参加国は 11 カ国であるが、増える可能性もあるという。

現在指摘されている TPP の問題点の一つは、「農産物が自由化されれば日本農業は大きなダメージを受ける」というものである。その理由は、日本農業は効率が悪いからだというのである。

かつて、日本の小麦は、農家当たりの栽培面積が狭く、地域によって品種・特性が大きく違うので、効率的に使うのが難しいと言われた。そこで、日本の小麦全体をうまく混ぜて均質な小麦粉を大量に作り、これにより競争力を高めようという計画が持ち上がったが、このとき私はこれに反対した。アメリカ、オーストラリア、カナダなどは「規模の論理」で安くなっているが、このような方法で果たして日本がアメリカなどに勝てるというのであろうか。規模の論理、均質化の論理は判るが、それで「価格的に競争できるのか」という問題である。



日本の農家は、自らの努力で環境と安全に配慮した持続的農業を実現しようと努力してきており、昨今では各県で GAP の実践に努力をしている。そこに、大規模生産で安価になった農産物や、環境と安全を犠牲にして生産した途上国の安価な農産物に日本市場が浸食されるようになっては断じてならない。食糧は高度な戦略物資であり、重要な食料資源については食糧安全保障の面からもある程度の自給が求められるものである。

日本の小麦は、地質や気象などの条件が異なっている地域でそれぞれ特徴のある小麦があり、それらを利用していろいろな製品が作られており、小麦の様々な可能性を試すことができるという利点がある。地域によって特徴的な製品が作られており、この強みを生かす方策こそ、日本の進む道であると今でも思っている。また、米については、日本の国土保全の面から極めて重要な農産物である。

また、TPP により、農産物の残留農薬や食品添加物、遺伝子組換え食品などの規制が緩和されることにより、食の安全が脅かされるという問題もある。

さらに、「安い賃金と環境を犠牲に作られる途上国の安い農産物」が入ってくることによって、日本の農業環境や自然環境が荒廃していくのは困る。これに対して、EU (欧州連合) が採っているような戸別の環境支払で日本農業を守っていくことができないのであろうか。

日本は、農業政策と環境政策が別々に行われており、環境政策でも明確なクロスコンプライアンス (環境配慮要件) が設定されておらず、したがって農業に対する環境配慮の補助金というインセンティブも作られていない。何とか EU のような環境配慮に対する補助金支払いによって日本の環境を守り、日本農業を守ることができるはずである。関係者の一層の努力を期待したい。

私は「日本の農業は非効率である」という主張にくみしない。日本のような自然の豊かな国で、食の安全と自然を大切にしていけば、農産物・食品の価格が相対的に高くなるのはやむを得ないと

考えている。また、長く続いた超円高により輸入農産物が相対的に安くなり、それにつられて日本の農産物価格も安くなり、生産者は経済的に非常に苦しくなっている。これは、中小企業を作る工業製品も同じような影響を受けており、超円高により多くの中小企業が倒産したり、海外に出て行ったりしている。農業では、倒産ではなく、「生活ができないので後継者がいなくなる」という問題に表れているが、農業は海外に出ていくことは簡単にはできない。

これまで日本農業に携わる試験研究機関や篤農家などの努力により、多くの優れた作物品種や農業技術が開発されているが、これらの優れた農産物や農業技術が近隣諸国に伝わり、それらによって近隣諸国の農業と経済に貢献しているが、一方で不法に新品種が持ち出され、それが日本農業を脅かすという側面も無視できなくなっている。

農業は、国民の生活、生命・財産に直結するものであり、高度な戦略物資になりうるがゆえに、国として保護していかなければならないが、世界的な貿易ルールの中で、直接的な補助金は難しくなっているので、そこには EU の GAP の実践と環境支払に見られるような知恵が必要である。農産物・食品は、何にもまして国民の生命に直結するものであり、国の特別な配慮があつて然るべきものとする。

一方で、日本の優れた農産物を輸出していきたいと思っている人も多いが、この時にも世界の貿易ルールや取引のルールが重要になり、世界的な GAP のルールを推進していく必要がある。日本は残念ながら GAP 後進国である。農産物の輸出を推進する意味からも、世界ルールにのっとった GAP の認証制度の普及が強く望まれる。

このような時期に、日本の政府・行政が、日本農業による国産の農産物・食料の生産とそれを育む自然環境の重要性をもう一度見直し、EU の環境保全型農業とその推進のための「GAP 規範」とそれに基づく補助金（直接支払い）のためのクロスコンプライアンス（環境配慮要件）などの制度に目を向け、やる気のある農業生産者や地域・産地の支援に力を注ぎ、バラマキでない一元的な農業・環境の支援策を実施することにより、現在少しずつ広がっている「あるべき姿の GAP」の普及が加速されるよう切に要望する。

GAP は持続可能な農業と地域振興に寄与するものでなければならない

《連載 2》 一農業の「道しるべ」と国民的理解一

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

EU の包括的食品衛生規則について

どこの国でも、「農業問題」は農家にとっての問題だけではなく、消費者／国民にとっての重要課題であり、消費者に農産物を届ける流通業者や農産物の加工業者、販売業者にとっても、多いに係わりのあることです。中でも農産物の安全性に関する問題は重大で、例えば EU では、2004 年に全ての食品に関する「包括的食品衛生規則」が定められました。EU の消費者に届けられる食品の安全性を確保する責任は食品業者が負うという規則です。具体的には、全ての食品取扱業者は、農場レベルを除く食品産業のあらゆる部門で自己監視プログラムと HACCP(危害分析重要管理点)の原則の適用を義務づけられています。ここで、敢えて「農場レベルを除く」としているのは、農業分野には国の定めた「GAP 規範」があつて、その遵守が義務化され、クロス・コンプライアンス

ス制度で厳しい査察が行われているからです。

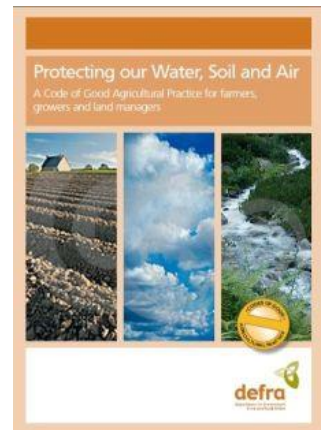
日本における食品のクレーム問題では、「これほどこの産地のもの?」、「生産者は誰?」、「トレーサビリティで生産者を明らかにしなければ・・・」ということに関心が集まっているようですが、EU の場合には、取扱い・販売者の責任が全てなのです。したがって、クレームの原因が農産物の流通過程にあれば、責任問題は小売業者から順次遡及して、場合によっては生産者のところまで遡ることもあるでしょう。それは、生産から小売りまでのサプライチェーンの中での責任問題であって、こと消費者に対しては、全てのサプライヤーを代表して、『販売した者が消費者に対しての責任を負う』ということなのです。

EU の食品取扱業者の対応

EU のチェーンストアなどは、「包括的食品衛生規則」の施行以前より、食品の安全性には神経質になっていました。例えばイギリスの最大手量販店のテスコでは、ネーチャーズチョイスという名前の「農場評価規準」によって農産物の仕入先の評価判定を行っています。テスコでは、農場評価の判定に合格した生産者とだけ契約して農産物を仕入れています。そして、消費者に向かって「テスコと契約する農業生産者は、環境の保護とさらなる環境の便益に努め、労働者の健康の保護に努め、自然資材や化学物質を用いた農業資材を適切に使用する責任を果していることを保証します」と公表しているのです。

テスコという商店がお客様に保証する以上は、当然ながら、仕入先の生産者と契約し、テスコの生産段階に対する要求事項を提示し、その遵守を確認するための審査を行っているのです。ここでの要求事項ですが、まずは「イギリス政府の GAP 規範に従って下さい」ということが前提です。すなわち「これに違反したら取引できません」と言うことになるのです。さらに、テスコ・ネーチャーズチョイス (July 2001 – Issue 1/Rev. 6) の規範項目で追加の要求事項が明記されています。①道理にかなった農薬の利用、②道理にかなった肥料の利用、③環境汚染の防止、④人の健康保護、⑤エネルギー、水、自然資源の合理的な利用、⑥資源のリサイクルと再利用、⑦野生生物、自然景観の保護と充実などがテスコ独自の要求事項として明らかにされています。

EU では、テスコに限らず、多くのチェーンストアで、それぞれに取引農家と契約し、このような農場評価を行って取引をしてきたようです。



農場レベルの評価には農業実践規範

生産者にとっては、チェーンストアの検査に合格しなければ農産物を販売できないということになります。このテスコの農場評価規準である「ネーチャーズチョイス」は、後に EU の代表的な商業 GAP 規準である「EUREPGAP」、現在の「GLOBALGAP」の要求基準を作成する重要な参考となっています。このような背景で構築されてきた EU を中心とする公的に定めた「GAP 規範」、中でも代表的なイングランドの「GAP 規範」(2009.1) を基に、民間の「農場評価規準」も参考にして、一般社団法人日本生産者 GAP 協会 (FGAP 協会) では、「日本 GAP 規範 Ver.1.0」(2011.5) を作りました。

日本 GAP 規範の目次項目は次の通りです。

【日本GAP規範は良い日本農業の道しるべ】

- 第1章 総論 (リスク認識とリスク検討・管理)
- 第2章 土壌肥沃度と作物養分管理
- 第3章 農場における水管理
- 第4章 農場内の施設・資材管理
- 第5章 作物の圃場管理と作物保護
- 第6章 家畜・家禽の飼養管理と環境対策
- 第7章 廃棄物の取扱い
- 第8章 農産物の安全性と食品衛生
- 第9章 労働安全の確保
- 参考資料・用語解説・索引

「日本GAP規範 Ver.1.0」の策定に当たっては、初めにイギリス政府の許可を得て、日本語版の「イングランドGAP規範」(2010.3)を出版しました。その際にイギリスのGAP関係者と直接交渉をしたり、「GAP規範」を翻訳したりする中で、イギリスのGAP概念は、日本的なGAPの考え方とは随分とズレのあることが分かりました。

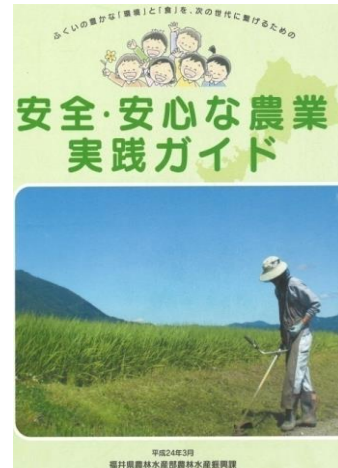
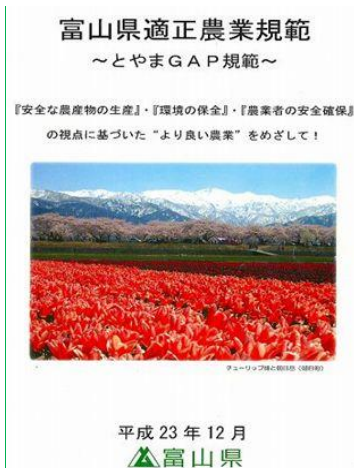
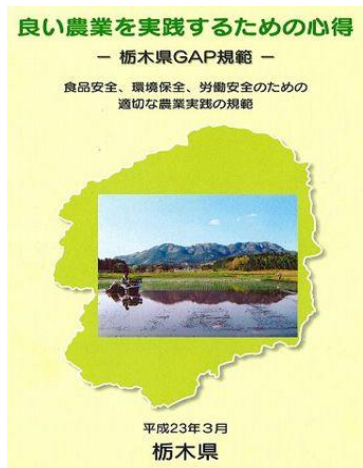
日本では一般に、「GAP」と「適正農業規範」とを同じ意味で使っている人が多いのですが、イギリス(環境食料農村地域省のGAP担当者)では「GAPとGAP規範は明確に違うもの」です。GAPは、汚染を引き起こす危険性を最小限に抑えるために持続的農業を実践する行為のことです。「GAP規範」や「GAPチェックリスト」などの紙に書かれたGAPの説明書が「GAP」ではありません。イギリスの関係者は「CoGAP」という言葉を頻繁に使います。「Code of Good Agricultural Practices」の略で、「適正農業規範」と訳すのが相応しいと思いますが、「農業者が適正な農業行為を行うためにはどうすれば良いか」、つまり、「汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える持続的農業の行為とは何なのか」、「どうすればそれが可能になるのか」という指導書が「適正農業規範」(CoGAP)であるということです。

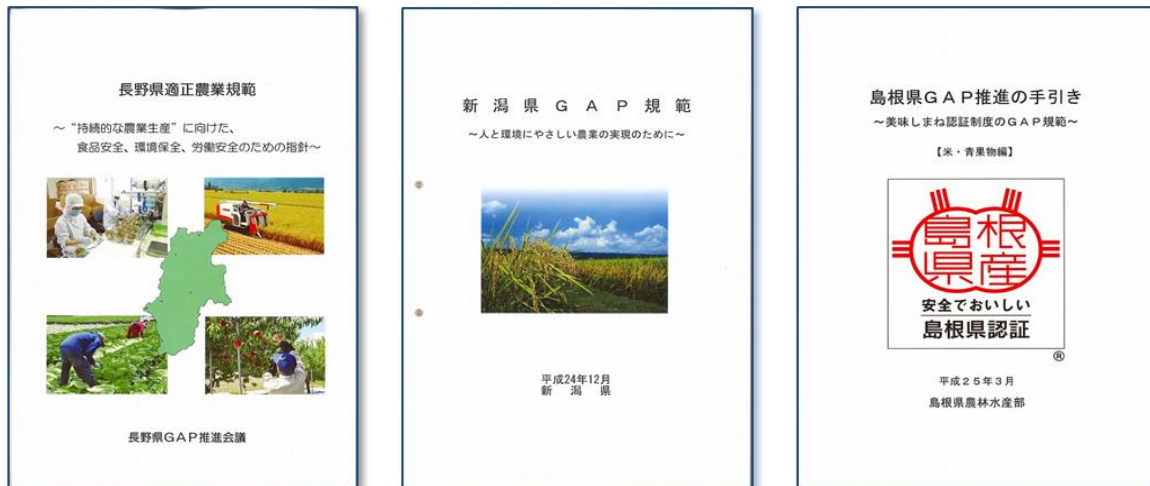
地域農業に根差した県GAP規範

一般社団法人日本生産者GAP協会(FGAP協会)では、健全な日本農業を実現するために、農業者がよりシンプルに容易に法令を解釈でき、汚染を避ける効果的な措置をとるのに役立つ基準文書を集積した「日本GAP規範」(2011.5)を発行し、その規範に基づいて、農業者や指導機関に対するGAP(GAP実践)の実践指導を行っています。

【イングランドGAP規範の目次項目】

- 1: 序章 汚染源と負荷量、クロス・コンプライアンス
- 2: 土壌肥沃度と植物栄養
- 3: 管理計画: 畜産糞尿、栄養分、土壌、作物保護
- 4: 農舎と構造物
- 5: 圃場作業
- 6: 特殊な園芸
- 7: 廃棄物
- 8: 圃場での水供給
- 9: 付録: 参考資料、用語集、連絡先、索引





ただし、この全国版の「GAP 規範」があれば、それで全ての地域で、より実践的な GAP になるかといえば、そうはいかない部分があります。長い日本列島では地形や気象などが大きく異なり、どこでも同じ条件で農業ができる訳ではないからです。

イギリスでは、イングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドなどでそれぞれの規範が作られているように、日本も地域によって農業が異なりますから、現実的には都道府県がそれぞれの GAP 規範を策定するのが相応しいのです。

FGAP 協会では、各都道府県に地域農業の特性に合わせた県版の「GAP 規範」を策定することを推奨しています。その結果、2013年3月末までに、栃木県、富山県、福井県、長野県、新潟県、島根県の6県で、県としての「GAP 規範」が出来ました。2013年中には、茨城県の「GAP 規範」が完成する予定です。

「GAP」概念、言葉の整理

イギリス環境食料農村地域省の担当者が語った「GAP と GAP 規範は違う」ということは、GAP (Good Agricultural Practice) の P は Practice という「行為」ですから「適切な農業の行為」のことを指しています。そして、CoGAP は、適正農業の行為の根拠や内容を示したもので、つまり「適正農業規範」だということです。

したがって、GAP 規範に示された内容が農業の現場で実践・実現されているかどうかは、評価してみなければ分かりませんから、GAP の確認のためには、「農場評価」を行う必要があります。この評価作業には尺度となるものが必要であり、それがいわゆる GAP のチェックリストと言われる「GAP 規準」です。GAP 概念と、GAP 関連の言葉の整理が付けば、日本的 GAP 概念と EU の GAP とのずれが解消されるものと思います。

イングランドの「GAP 規範」の序章で、汚染源と負荷量、広範な環境保護、環境規制とクロス・コンプライアンスなどについて書かれているように、GAP 概念が誕生した経過や GAP の意義を知って、初めて GAP を理解することになります。このようにして、EU では初めに「規範」が示されて、生産者の GAP がスタートしています。それは、地域農業に根差した県版 GAP 規範が必要になる根拠です。

県版の GAP 規範の呼び方は、県によっていろいろです。栃木県 GAP 規範は、「良い農業を実践するための心得」として適切な農業実践の規範が策定され、さらに「良い農業を実践するためのポ

イント」として実践ガイドを印刷し、農家の必携の書としました。富山県では、「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例（GAP 条例）」が制定され、「安全な農産物の生産、環境の保全、農業者の安全確保の視点に基づいた“より良い農業”をめざして！」というサブタイトルがついた「富山県適正農業規範—とやま GAP 規範—」です。福井県では、「ふくい豊かな環境と食を次の世代に繋げるための—安全・安心な農業実践ガイド—」として、極めて実践的な規範が発行されました。長野県では「“持続的な農業生産”に向けた、食品安全、環境保全、労働安全のための指針〜」として「長野県適正農業」が発行されました。新潟県 GAP 規範は、「人と環境に優しい農業の実現のために」、島根県 GAP 規範は、「美味しまね認証制度の GAP 規範」と様々ですが、それぞれの規範内容は、現場に分かり易い農業の実践ガイドになっています。

GAP 規範は農業の道しるべ

県が GAP 規範を発行するようになる前の日本では、GAP の必要性を唱えて、農業者にチェック項目を示して、農場管理過程の自己評価を促す文書ばかりが作られてきました。GAP で最も大切な生産者の立場に立って「評価で良い結果を出すためにはどうすれば良いのか」ということについてまとめて書かれた文書がなかったのですが、県版「GAP 規範」は、それを示す具体的な文書となりました。

県版の「GAP 規範」を作った6県の中でも、富山県は GAP 条例を制定して GAP の推進を独自の政策として推進しています。条例を見ると、県としての GAP 政策の柱が3本あります。

①一番目は、行政が農業者に対して、「GAP」つまり良い農業の道しるべを示すことです。これが、「適正農業規範」（GAP 規範）の構築です。

②二番目は、GAP 指導者の養成と、指導者による営農指導活動です。条例の目標を達成するためには、県内の農家が GAP を実践し農業の質を向上させなければなりません。農場管理の質を測る（QMS）ためには、実際に農場の評価を行わなければなりません。農場評価は、公平で透明な仕組みで行われなければなりませんから、専門的な知識と技量が必要になります。したがって、評価のための「GAP 規準」の策定だけでなく、その規準を理解し、規準を評価の尺度として農業生産現場の現状判断ができる、つまり農場評価ができる GAP の専門家を育てなければなりません。このような農場評価の技量を持った GAP 指導者が農場を評価することで、生産者の自覚を促し、自主的な改善の取組みを推進することが可能になるのです。

③三番目は、持続的農業（安全・安心）への県民の理解が必要であるということです。一般に、安全・安心と一言で言っていますが、具体的な市民（消費者）ニーズというものは、今この食べ物に食品としての有害物質が入っているかどうか、「科学的に安全性が担保されたら安心だ」というようなものではありません。安全性が科学的に証明されたから安心できるという考え方は、誰もが分かるし、その通りなのですが、日常的に消費者は、スーパーマーケットで売っているものは、基本的に安全であると思い、安心してしています。このような安全性が確保された状態がちゃんと持続できる社会、持続的な社会こそが誰もが望む「安心」ということなのだと思います。そのためには、農業生産者の環境保全活動に対する消費者の理解と、それを支える購買行動が必要になります。GAP 政策では、以上の①、②、③に注力して効果を上げて行かなければなりません。この過程が GAP の推進ということになるのです。

【GH農場評価制度】の評価現場シリーズ 《その2》

評価現場で確認した商業 GAP 認証の問題点と GAP 指導の課題

株式会社 AGIC 代表取締役
田上隆一

「商業 GAP 認証」を既に取得している農場を対象に、12名の農業普及指導員が「GH農場評価」（日本 GAP 規範に基づくグリーンハーベスター農場評価制度による農場の評価）を行った結果、様々な問題点が明らかになりましたので報告します。

1. 「日本 GAP 規範評価員教育プログラム」と農場評価の法則

一般社団法人日本生産者 GAP 協会（FGAP 協会）の「日本 GAP 規範評価員教育プログラム」は、都道府県や JA 中央会などの「GAP 指導者養成講座」として 2010 年から全国 22 の府県で既に実施されています。今では、この講座の修了者から農場評価員試験の合格者が出るようになり、各地の GAP 指導で活躍しています。

この教育プログラムの概要は、1 日目に GAP の意義と意味および農場評価の基礎を学び、グループで農場評価の模擬演習を行います。2 日目には実際にモデル農場に出かけ評価作業を行います。農場では、講師の農場ヒアリングの説明が行われ、受講者全員がそれぞれに当該農場の課題（リスク要因と管理の欠陥）の洗い出しを行います。農場評価はいわゆる GAP 監査ですが、商業 GAP の農場保証（Farm Assurance）検査と異なるのは、当該農場の現状や管理実態に関して、「どこが問題なのか、なぜ問題なのか、どの程度問題なのか」を明らかにして、当該農場の改善に結びつけた項目ごとのレベル判定と総合判定を行うことです。

受講者の判定結果はかなりバラバラになりますが、5名程度のグループで一つ一つの評価内容が適当かどうかを討議すると、グループメンバーの評価内容が収斂していきます。そして、何度実施しても驚くことなのですが、4グループでも5グループでも、それぞれのグループごとの評価内容は不思議なほどに近い判定結果になるのです。さらに、それらのグループ討議結果は、講師の評価結果とほとんど変わらないのです。「日本 GAP 規範評価員教育プログラム」を開始して以来、どこの県で実施しても、いつ実施しても、どのメンバーが実施しても、各グループの討議結果はとても近い評価の値となり、それが講師の判定結果に近づくということに例外はありません。これは「日本 GAP 規範農場評価の法則」といえるものです。

2. GH 農場評価制度で商業 GAP 認証農場を評価することになった

ある県の普及指導員を対象にして実施された GAP 実践研修会で実施された「日本 GAP 規範評価員教育プログラム」では、評価実習の対象農場として商業 GAP 認証の「穀物版」を取得したばかりの農業法人が選ばれました。この農業法人は、水稻農家を構成員とする集落営農組織で、常勤役員と8名の被用者で管理されています。ただし、構成員が所有する水田は、農業法人に委託する機械作業を除いて構成員が管理しています。構成員は水稻ですが、被用者を擁する農業法人は野菜栽培などで恒常的に事業を行っています。栽培する作物は、水稻、大豆、枝豆、いちご、ねぎ、いちじくなどで、ほぼ周年にわたって農作業があります。

GAP 実践研修会の 2 日目、12 名の普及指導員がこの農場の管理状態について「日本 GAP 規範農場評価制度」（GH 農場評価制度）に基づいて「農場評価」を行いました。

3. チェックリストの判定ではなく、実在する農場そのものの問題を見つける

農場評価の仕方は、その農場の問題点（リスク要因と管理の欠陥）を見つけることですが、その目的は当該農場の改善に役立つことですから、「どこが問題なのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を明らかにすることです。それは商業 GAP 認証が目的とする「認証検査に合格するための要求事項を満たしているかどうか」の確認作業ではありません。商業 GAP 認証の検査は、対象農場の現状が、農場評価表（チェックリスト）に記述された事項を満たしているかどうかを確認し、「不適合項目を明らかにする」ことが目的です。

しかし、「GH 農場評価制度」では、当該農場の経営改善のために、法令遵守や持続的農業および合理的な農場管理の観点から、当該農場の実態を把握し、その現状におけるリスクの有無や農場管理の問題を明らかにすることが、実際に行われる評価作業の内容です。つまり、その農場としての農場管理の不備や欠陥、作業の抜けおよび具体的なリスクを捜して、それぞれの改善を支援することが目的なのです。

したがって、農場評価表（チェックリスト）に記載されている事柄が満たされているかどうかだけでなく、当該農場における必要性の範囲内で、具備すべき要件やその問題点について評価・判定するのです。その内容は農場の規模や経営形態、栽培する農産物やその販売形態の違いなどによって異なるものが多くなります。評価員は、当該農場の農場管理の実態に即して、現状に応じた農場評価を行うことが求められるのです。その意味で、「GH 農場評価制度」による農場評価の結果（表）は、農場に対する要求要件ではなく、農場評価の結果を体系的に表現した報告書の標準様式（農場評価報告書）とも言えるものなのです。

4. 合格か不合格かではなく、どうすれば改善できるかを指導する

商業 GAP では、決められたチェックリストの項目ごとに「○」か「×」かを判定するのですが、「GH 農場評価制度」では、当該農場の管理上「問題となる項目」について、0：問題なし、1：軽微な問題、2：潜在的な問題、3：重大な問題、4：喫緊の問題の 5 分類にレベル判定します。商業 GAP のように「ダメはダメ」、「農場として不合格」と烙印を押すのではなく、その農場の立場に立って段階的に指摘することによって、評価される農場の管理上の問題に

評価記号	評価名	評価点数	評価内容の定義
-	該当外	0	管理すべき項目でない。
+	加点	+5	環境便益などプラスの要素の実施が確認された。
0	問題なし	0	適正に管理されており、改善の必要がない。
1	軽微な問題	-5	リスクや管理ミスの可能性はない。 (改善を推奨する。)
2	潜在的な問題	-10	潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥がある。 改善されなければ重大な問題につながる可能性がある。 (改善を求める。)
3	重大な問題	-15	重大なリスクまたは管理の欠陥がある。 (早期の改善を求める。)
4	喫緊の問題	-20	危害の発生・法令等の違反および差し迫った重大なリスクがある。 (直ちに改善を求める。)

重みづけができ、具体的な改善に向けた目安を得ることが可能になります。

農場評価では、指摘した問題のレベルに応じて、1農場1,000点（満点）から、評価点数を差し引きます。これは、「GAPは導入するものではない」こと、「GAPは農業者の行為そのものである」ことから、「農業者が問題に気づき」、「自ら考えて行動する」ために役立つものとして農場評価を位置付けているからです。農場管理に何も問題がなければ、GAPを推進する必要がありません。しかし、その農場が何らかの問題点（リスク要因や管理の欠陥）を抱えているとすれば、専門的な立場からそれを指摘してあげることが必要なのです。その指摘が「GH農場評価制度」です。

5. GH農場評価で商業GAP認証農場を判定すると

商業GAP認証の「穀物版」を取得した農場に対して12名の農業普及指導員が実施したGH農場評価の最終結果は、下記の「農場評価集計表」のとおりです。2時間30分の農場現地調査の後、受講者各人が判定し1時間かけて作成した調査報告書の内容は多様であり、評価点数にはかなりの「ばらつき」がありました。総合点数では、最高点数と最低点数の間に295点の差がありました。受講者12名を無作為に6名ごと2班に分け、2時間かけて討議をし、グループごとの最終判定結果を出して貰いました。その結果、班ごとに合意した2班の総合点数の差は75点に縮まりました。また、項目ごとの判定では、重大な指摘の差は95項目中3項目になり、班ごとの評価結果は、非常に近い数値になりました。「どこが問題なのか」「なぜ問題なのか」は、討議することによって受講者全員の見解がほぼ一致したということです。

農場評価集計表		「日本GAP規範」農場評価制度							
管理分類	評価+	該当外	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計	
1. 農場管理システムの妥当性	5	0	0	-5	-10	-15	-20		
2. 土壌と作物養分管理	5	0	0	-5	-10	-15	-20		
3. 作物保護と農薬の管理	5	0	0	-5	-10	-15	-20		
4. 施設・設備と廃棄物の管理	5	0	0	-5	-10	-15	-20		
5. 農産物の安全性と食品衛生	5	0	0	-5	-10	-15	-20		
6. 労働安全と福祉の管理	5	0	0	-5	-10	-15	-20		
7. 環境保全と生物多様性の保護	5	0	0	-5	-10	-15	-20		
評価レベルごとの指摘項目数	0	3	41	5	29	15	2		
管理分類の合計点数								-580	
総合点数(=1000点-管理分類の合計点数)								420	
総合評価									
総評および推奨		総合点数			総合評価判定				
JGAP認証に取組んでおられるようですが、一つの品目だけではなく、野菜栽培でも良好な農場管理		900~1000*点			右の件に該当していない	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある		
に取組んでください。また、農場管理は毎日続きますので、形式主義に陥らず、恒常的なリスク		800~895点			最優秀	優秀	未達		
管理に心がけてください。農薬管理においてもルール通りに行われていないところがあります。		700~795点			優秀	優良	未達		
野菜栽培においては、全体的、体系的なリスク評価を試みてください。実際に作業している人たちの		600~695点			優良	努力	未達		
意見も重要です。リスク評価⇒問題発見⇒対応策⇒ルール化⇒実行⇒検証などです。		595点以下			努力	未達	未達		
評価上の評価コメントを見て、評価4、3、2の順で改善に取組んでください。					未達	未達	未達		

総合点数で 75 点の違いは「どの程度問題なのか」ということですが、「GH 農場評価制度」ではこの違いを埋めることも重要なポイントです。農場評価者が「合格か不合格か」を決めるものではなく、農場主が「農場における問題（リスク要因や管理の欠陥）の重要性」に気付き、そのリスクを回避することが目的だからです。この違いを埋めるために、2つの「班と班」の討議を行いました。班の代表者が相互に討論し、行き詰ったらそれぞれの班のメンバーが討論に介入して、双方が納得するまで議論をします。すでに判定の相違は少なくなりましたが、事柄の重大性と改善対策に関する微妙な違い、特に普及指導員としての指導・教育方針の違いなどから、議論は白熱し、最終判定までに2時間強の時間を要しました。

その討議の結果、総合点数は 420 点になったのです。因みに講師の総合評価は 380 点でした。この差はリスクアセスメントの内容や IPM への取り組み内容などへの価値観の違いが主なもので、その他はほぼ一致していました。

当該農場に対する総合評価は次の通りです。『GAP 認証に取り組んでおられるようですが、一つの品目だけではなく、野菜栽培においても良好な農場管理に取り組んで下さい。また、農場管理は毎日続きますので、形式主義に陥らず、恒常的なリスク管理に心掛けて下さい。農薬管理においても、ルール通りに行われていないところがあります。野菜栽培においては、全体的・体系的なリスク評価を試みて下さい。実際に作業している人達の意見も重要です。リスク評価をする ⇒ 問題を発見する ⇒ 対応策を立てる ⇒ ルール化する ⇒ 実行する ⇒ 検証する、などです。評価表の評価コメントを見て、評価 4、評価 3、評価 2 の順で改善に取り組んで下さい。』

6. GH 農場評価は、農業者の気づきとやる気を誘う

GH（グリーンハーベスター）評価の「農場評価報告書」を受け取った農業者は、「総評および推奨」と「農場評価集計表」で、自分の農場の問題点を体系的に知ることになります。そして「評価レベル 4」の 2 項目と「評価レベル 3」の 15 項目の各項目を改善することで、とりあえず重大な問題を解消することができることが分かり、その結果、総合点数は 265 点プラスされて合計 785 点になり、総合評価判定が「優良」になることが分かります。「不合格の烙印」と違って農業者を「勇気づける調査報告書」になっています。農場の改善を進めるためには「農場評価のコメント」を参考にして農業者自身が「改善計画」を立て、「いつまでに、何を、どうするか」を具体的に決めることが必要です。

次ページの「農場評価と改善計画」は、当該農場の「農場評価報告書」の抜粋ですが、これを受取った農業者は、全項目にわたってコメントを検討し、改善計画（対策と実施期日）を立て、それを実行します。この報告書は改善計画書にもなり、また改善結果の内部監査表にもなります。

7. 日本 GAP 規範農場評価システムは GAP 教育システム

農業指導の専門家による農場の総合評価をもとに、農業者自らが農場の実態やその管理状況を改善し、総合評価を「未達」の状況から「努力」の評価へ、そして「優良」評価の農場になり、さらに「優秀」「最優秀」へと段階的に管理体制を整えて行くことができます。「日本 GAP 規範農場評価システムは GAP 教育システムである」という意味はこの点にあります。

ところで、常に改善を繰り返していくことは、経営の内部努力としては分かるが、外部評価による「許容できるレベルはどこか」と聞かれることがよくあります。その際、総合評価の『「努力」は、努力の跡がうかがわれるが努力不足』である、と応えることにしています。そして、農場管理

の『一般的な許容レベルは「優良」』です、と答えています。これまで「GH 農場評価制度」で自社農場の管理レベルを段階的に向上させ、商業 GAP の「GLOBALGAP 認証」を取得した 27 戸の農場は、全て「優良」以上の総合評価を達成しています。

8. 今回の商業 GAP 認証の問題点と GAP 指導の課題

今回、評価実習の対象となった商業 GAP 認証農場が、普及指導員評価で 420 点（GAP 講師評価 380 点）と、「未達」の総合評価だったのは何故なのか、これは今後の GAP 推進のために検討を要する課題だと思います。研修会における印象としては、以下のような点が上げられました。

- 1) 当該農場が取得した商業 GAP 認証が、品目を限定した検査のため、その他の農産物の管理については検査しなかったのではないか。
- 2) その意味で、今回の農場認証制度は、代表的な商業 GAP 認証である GLOBALGAP が規定する農場保証（Farm Assurance）とは違っていたものと思われる。
- 3) その結果、当該農場では、認証契約品目（玄米）以外は、GAP（適正農業管理）を全く実践していなかったものと理解される。

農場評価と改善計画		農場共通+全作物共通+水田畑作+園芸等						
農産分類	項目番号	項目内容	上限	評価	コメント	対策	期日	備考
作	3.1.9	特定外来生物を利用する場合は、飼養等の許可を取得し、ハウス等の飼養施設の基準の細目等に沿った逃出し防止の措置を講じている。	4	-	該当外			
作	3.1.10	播種や育苗で使用した農薬がこぼれないような対策をとっている。また、農薬がこぼれた場合は、農薬が環境に影響を及ぼさないようにしている。	4	3	箱施用農薬は育苗箱からこぼれているが、ハウス内に放置したまま。育苗後野菜を作付けする場合もある。			
作	3.1.11	全ての農薬の使用について、以下の内容を記録簿に記録している。 ① 使用した年月日 ② 使用した場所 ③ 使用した作物 ④ 使用した農薬の商標名 ⑤ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量または希釈倍数	4	4	畦畔の除草剤散布記録がない。記録は水稲のみで、野菜に使用した農薬の記録はない。売り先から求められたら提出するとのこと。			
作	3.1.12	収穫記録と農薬使用記録簿の対比等で農薬の使用時期（収穫前日数や定植前日数など）が守られていることが容易に分かる。また、農薬使用記録簿等から使用回数、成分回数が守られていることが容易に分かる。	4	3	ねぎの同一圃場の農薬連続使用と収穫うねの区分がないため農薬使用時期が守られたかどうかは分からない。その他の野菜では記録がない			
作	3.1.13	農薬散布機は、使用の都度、タンク、ホース、ノズルの内外、その他農薬が付着した全ての部分を洗浄している。	4	0	洗浄ルールと洗浄場所がある。			
作	3.1.14	散布後に残った農薬や農薬散布機等を洗った水は、排水路や河川等に絶対に流入させることなく、人や農作物や環境に危害のない場所に廃棄している。	4	3	散布機洗浄場所の側溝から排水へ流れる。余った農薬の廃棄場所は、側溝、水田に近すぎる。			
作	3.1.15	農薬を正しく散布するために、散布機具を取扱い説明書等に従って正しく整備し、散布機から農薬が均一に噴霧されることを確認している。	3	0	散布機の整備が行き届いている。			
作	3.1.16	農薬の空容器は、中に農薬が残っていないように処理してから、人や環境を汚染しないような方法で、適切に保管している。	3	2	空容器の保管ルールと保管場所の設置はあるが、イチゴ栽培ハウスに放置された空容器がある。			
作	3.1.17	農薬の空容器の処分は、地域の行政やJAなどが行う適正な回収・処分サービスや産業廃棄物処理業者などを利用している。	4	0	地域の処分サービスを利用している。			
作	3.1.18	圃場の周辺からの農薬ドリフトの影響を認識し、必要な対策を講じている。	3	1	隣が田んぼだから問題ないという認識			

以上のことは、受講者の以下の言葉からも分かります。

『今までは1品目で GAP 認証をとれば、他品目の管理も良くなると思っていたが、今回、実際に現場を見た結果では、認証部門（品目）以外は、管理に多くの問題があり、商業 GAP では、農場管理全体を改善し、適正化を図るのは難しいと感じた。』、『本来の GAP を推進するためには、

水稲、野菜などで分けるのではなく、その経営体の経営全体を評価対象とすべきであることを、この研修を通じて実感した。』

また、商業 GAP では「食品安全のための GAP」となっていて、農業の持続的発展を目指す本来の GAP としての実践がなされていなかったという印象が多く挙げられました。

4) 当該農場特有のリスク評価が充分ではなく、形式的な管理体制が目立っていた。そのために環境保全型農業という概念が感じられなかった。

5) その結果、今回の「GH 農場評価制度」による農場評価では、「土壌と作物養分管理」の項目で環境汚染に関する問題点の指摘が多かった。また、「作物保護と農薬管理」の項目では、環境汚染に関わる切迫した重大な問題点の指摘が多かった。

以上の事柄について、受講者からは以下のような感想が寄せられました。

『今までは、農場の評価は認証を取るための事前指導だけであったが、実際、農家の管理レベルがどうなっているのか、レベル評価を行い農家に評点を示すことは、真の GAP を行う上で非常に効果的であると感じた。』『現場では食品安全を主に考えがちであり、環境保全については意識が低いことが分かった。』『環境保全への意識がどの程度か、評価するためには自分自身（評価員）の知識がないと難しい。』

最後に、商業 GAP 認証の問題点を、上記 1) 2) 3) および 4) 5) の課題を通して、どのように判断すべきか、「GH 農場評価制度」の最終結果である「農場評価報告書」の内容から、当該農場の野菜部門に直結する指摘事項（評価 4～評価 1）を取り除いてみました。つまり、商業 GAP 認証検査が対象とした「穀物」のみを対象に評価し直してみたのです。その結果は、以下の農場評価集計表のとおり 595 点であり、総合判定は「努力」に届きませんでした。

	評価+	該当外	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
管理分類	5	0	0	-5	-10	-15	-20	
1. 農場管理システムの妥当性		0	5	0	6	1	0	-75
2. 土壌と作物養分管理		0	13	1	3	1	0	-50
3. 作物保護と農薬の管理		1	14	1	3	4	2	-135
4. 施設・設備と廃棄物の管理		1	9	0	3	0	0	-30
5. 農産物の安全性と食品衛生		0	12	1	2	1	0	-40
6. 労働安全と福祉の管理		0	5	1	4	2	0	-75
7. 環境保全と生物多様性の保護	0							0
評価レベルごとの指摘項目数	0	2	58	4	21	9	2	
管理分類の合計点数								-405
総合点数 (=1000点-管理分類の合計点数)								595
総合評価								

生鮮青果物の「野菜の取扱い」における食品安全と衛生管理の評価を除いた結果、「農産物の安全性と食品衛生」の項目でプラス 80 点となり、他の管理分類項目でも 5 点から 20 点のプラスになりましたが、穀物の取扱いだけに限ってみても、GAP の基本的な課題であるリスクアセスメントとリスク管理の不備と、その結果としての環境汚染への対応の不備が指摘されています。

今回の評価実習の対象農場だけで商業 GAP 認証を評価することはできません。また、特定の GAP 認証制度を評価して商業 GAP の特質として評価することもできません。さらに、今回の GH 農場評価が研修期間中の実証として行われたことも考慮しなければなりません。

しかし、現実に GAP 指導は、都道府県の農業政策上の重要な課題であり、現実に日本中で何らかの指導が行われています。その中で努力し、悩んでいる多くの関係者に、本稿で明らかになった事実を伝えることは、それなりに意味のあることと思います。『JGAP の研修では「認証を取るためのテクニックを学ぶ」という内容だったが、今回の研修（GH 農場評価）では「GAP の本質とは何か」が学べた』という受講者の言葉が、GAP 教育の重要性について語っています。

GAP 実現（持続的農業と地域農業振興）のためには「農場評価員」の育成が必要

一般社団法人日本生産者 GAP 協会（FGAP 協会）では、一人でも多くの農業者が GAP の意味を正しく理解して、健全な農場管理を実践できるようにし、結果として農業の持続的発展と地域農業の振興に貢献できるようにしていきたいと考えています。そのために、真の GAP 実践の推進者となる「農場評価員」を全国各地に養成する事業を行っています。

2012 年 12 月に最初の評価員資格試験を行い、5 人が受験してそのうちの 3 人が合格しました。長野県で 2 人、岐阜県 1 人で、全員が農業改良指導員でした。長野県も、岐阜県も、FGAP 協会が指定する「GAP 指導者養成講座」を毎年開催して 4 年になり、また、早くから指導者養成に取り組んでいる栃木県や福井県などでは 5 年、6 年前から講座を実施していますので、普及指導員の中には何度も参加して農場評価の力量を上げている方がいます。普及事業関係者からは「GAP は農業普及事業そのものである」と考えられるようになっており、GAP の農場評価員になりたいという人達が増えています。

そういう人達の中には、すでに現場での「GAP 教育システム（農場評価制度）」の導入を進め、実績を上げている方もいます。今年 6 月には、その一人が指導している先進的な農業者グループから協会に連絡があり、その指導の成果を確認しに行きました。このグループは 10 数名ですが、その産地には 100 名を超える生産者組織としての母体の団体があり、産地全体で GAP に取り組みたいと考えていました。この先進的なグループは、農協に働きかけ、「農協の生産部会全体で真の GAP に取り組むことを進めよう」と活動していました。先進的グループの母体となる農協の生産部会には、もともと生産技術を担当する部門や、農産物販売を担当する部門などがあるのですが、今回、同じように組織の一部門として「GAP 推進班」を設置しました。その委員を中心に、全ての部会員の農場を巡回し、農場の相互評価を自主的に行い、農場の管理レベルを上げて行こうとしているのです。

「GAP をどうやって進めて行くのが良いのか」という相談を受けましたので、組織内での農場評価員の養成を勧めました。これまでのように「農業者に“GAP チェックリスト”を配布しても自己改革はできない」ということを先進的農業者グループは良く承知しています。これまでの GAP 推進では、そもそも「GAP 規範」が示されていないのですから、農場管理の最も重要な事柄に関して「適切な行為（Good Practice）か、不適切な行為（Bad Practice）か」を判断するのは困難だったのです。このグループの中には、すでに FGAP 協会の「GAP 実践セミナー」や「農場実地トレーニング」に参加して農場評価員試験の受験資格の要件を満たしている人もいて、その方は、栽培

のシーズンオフには受験して資格を取得したいと考えています。「評価員」資格を取得して農場評価の実力を備えた普及指導員と、同じく「評価員」である農業者とがお互いに協力して GAP の指導を行えば、効果的な GAP 推進になることは間違いありません。

このようにして GAP 推進を行えば、「商業 GAP 認証」の高いコスト負担から解放され、全ての農業者が GAP である健全な農場管理を行える体制が整います。もちろん、必要があれば GLOBAL G.A.P.などの国際的な農場認証基準に達することも容易です。

因みに 2013 年 8 月に開催された「評価員」試験ではあらたに 3 人が合格しました。この内の一人は農協の営農指導員です。県の農協中央会が主催する「GAP 指導者養成講座」も各県で開催されていますが、農協の職員としては最初の「評価員」資格の取得ということです。GAP の意味を正しく理解して健全な農場管理の実践を指導する「評価員」が活躍することで、農業の持続的発展と地域農業の振興を推進して行きます。

(FGAP 協会・評価制度委員会)

グリーンハーベスター評価制度のロゴマーク決まる



グリーンハーベスター評価制度（以下 GH 評価制度）は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」の示す内容をどの程度達成しているかを評価するとともに農業経営や生産技術などの改善指針を提供することで自己啓発に資することができる「GAP 教育システム」として開発されたものです。

この GH 評価制度の名称で使われているグリーンハーベスターという言葉の意味ですが、まずグリーンは自然環境や農業環境に配慮し、持続的な農業を実践しているという意味を表しています。グリーンに続くハーベスターは収穫機や刈取り機という意味のハーベスターではなく、作物を収穫する人という意味のハーベスターです。グリーンとハーベスターを合わせて環境にやさしい農産物を生産する人ということを表しています。これに評価制度を加えて GH（グリーンハーベスター）評価制度としています。

GH 評価制度のロゴマークは制度を分かりやすくイメージできるものとして、GH 評価制度が立ち上がってから関係者間で検討してきましたが、皆が納得するような良い案がなかなか出たためしばらく持ち越しになっていました。今年の春の FGAP 協会の理事会でロゴマークについて話題が出たことをきっかけに再度検討され、その中で日本生産者 GAP 協会のロゴを背景に、作物を収穫する人を配した案が出され、ようやく理事会で了承されることになりました。当初の人物は、ヨーロッパ風だったのですが、日本で生まれた制度でもあり、紆余曲折はあったものの最終的には長靴を履き、野球帽をかぶり、首にタオルをまいて稲束を持った、まさに日本の生産者をイメージできる今回のロゴマークの人物に落ち着きました。人物の背景の FGAP 協会のマークは、協会が発行した「日本 GAP 規範」をベースにした農業活動を行っていることを表しています。

このような経緯で生まれたロゴマークですが、GH 評価制度とともに、末長く皆様に親しまれることを願っています。

(FGAP 協会・事務局)

日本生産者 GAP 協会 2013 年度 GAP シンポジウム GLOBALG.A.P. 2013 ツアー JAPAN との合同開催

総合日程：2013 年 11 月 28 日（木）～30 日（土）

開催地：宮崎県宮崎市 シーガイアコンベンションセンター

参加費（資料代）：主催・共催団体会員：¥10,000、一般：¥15,000

参加申込：受付は <http://fagap.or.jp/symposium/sym201311/index.html> で行います。

●日本生産者 GAP 協会 2013 年度 GAP シンポジウム

主催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

「都道府県の GAP 指導者養成と、産地の GAP 実践教育で実績を上げている“日本 GAP 規範”に基づく“GAP 教育システム”の事例に学び、持続的農業と農産物輸出、その産地の対応について議論を深めます。」

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の GAP 教育システム「GH 評価制度」に取り組んだ生産者団体が GLOBALG.A.P. 認証を取得しています。本シンポジウムでは、世界レベルの農場保証 GLOBALG.A.P. と日本の適正農業管理とその指導について理解を深めます。

●GLOBALG.A.P. 2013 ツアー JAPAN (<http://www.japan-globalgap.com/>)

主催：GLOBALG.A.P. 事務局 c/o FoodPLUS GmbH・GLOBALG.A.P. NTWG Japan

協力：GLOBALG.A.P. 協議会・日本生産者 GAP 協会

後援(案)：農林水産省・経済産業省・宮崎県・JA 宮崎経済連・JETRO

「各国・各地域における GLOBALG.A.P. の実践例や新しいプログラム、及び成功事例を共有して、国際標準の GAP を理解し、我が国における取組みに資すること」

GLOBALG.A.P. では、世界各地で会議や研修会を開催していますが、ツアー 2013 ではアジアでも開催することとなり、9 月に中国のハルビン市で、そして 11 月に日本の宮崎県で開催することになりました。今回日本では、日本政府の農産物輸出戦略を見据え、①GAP の実情と課題、②GAP の普及と指導、③農産物輸出と GLOBALG.A.P. に焦点を当てます。

全体のプログラム：

27 日（水）	
夕方	GAP シンポジウムの前日受付
28 日（木）	
日本生産者 GAP 協会 GAP シンポジウム	
9:00 - 9:30	受付
9:30 - 10:30	開会宣言 講演「日本の GAP 指導の現状と方向」
11:00 - 12:30	指導事例「日本の GAP 指導の事例」 ・福岡県 GAP 指導者養成の成果 ・長野県専門技術員による GAP 指導者教育 ・富山県条例に基づく GAP 推進と評価員養成
14:00 - 14:30	講演「GH 評価制度（GAP 教育システム）の活用」
14:30 - 16:00	産地事例「GH 評価の事例」 ・富山県普及指導員による農場評価の実践と GAP 教育 ・茨城県直売所生産者の GAP 認証 ・ラオスでの GAP 評価と実践指導
16:00 - 17:00	総合討論

2日目・・・29日(金)	
	GLOBALG.A.P. 2013 ツアー JAPAN
午前	開会宣言 : GLOBALG.A.P.協議会 Welcome speech : FoodPLUS、Flavio Alzueta 提言① : 農林水産省生産局 (予定) : 「国際的な GAP の重要性」 基調講演① : GLOBALG.A.P.協議会代表理事 : 「GAP の現状と課題」 基調講演② : NTWG Japan 議長 : 「GAP 共通ガイドライン」
午後	提言② : 農林水産省食料産業局 (予定) : 「国の輸出戦略」 提言③ : 経済産業省地域経済産業グループ (予定) : 「農商工連携」 JETRO : JETRO (予定) : 「国の支援体制」 GLOBALG.A.P.事務局 : FoodPLUS、Ignacio Antequera 事例紹介① : 研究・教育機関 事例紹介② : ファーム・アライアンス・マネジメント 事例紹介③ : 調整中 総合討論 情報交換会
30日(土)	
I.	GLOBALG.A.P.講習会 (別途案内)
II.	日本生産者 GAP 協会 GAP シンポジウム
9:00 - 9:15	受付
9:15 - 10:00	講演「日本の農産物輸出と産地の対応」
10:00 - 11:00	事例「立山酒造の海外戦略と産地での GAP 推進」 事例「JA 北魚沼の輸出への取組み」
11:15 - 12:00	講演「日本 GAP 規範に基づく GAP 教育システムと GLOBALGAP 認証」

・上記プログラムの内容は変更される場合があります。

GAP シンポジウムへの参加申込：受付は <http://fagap.or.jp/symposium/sym201311/index.html> で
行います。 (事務局)

2014 年春期 GAP シンポジウムの予告

■課 題：「持続可能な農業」の適正農業管理 (GAP) 現場の取組み (仮題)

- GAP を導入するのではなく、BAP を見つけて改善すること—
- BAP を確認した農家は、効果的に意欲的に農場改善ができる—
- BAP を見つける「農場評価員」の養成が GAP 普及のポイント—

■日 時：2014 年 3 月 予定

■会 場：未定

■主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会

■共 催：東京大学大学院農学生命科学研究科生態調和農学機構、(株)AGIC、(予定)他

■参加費 (資料代)：主催・共催団体会員：¥10,000、一般：¥15,000

学生：受講無料 (資料有料)

■対象者：農業試験研究者、農業普及関係者、大学・大学校、農業高校、農業生産者、農業法人
産直団体、農林行政機関、卸売市場、卸売会社、農産加工会社、農産物流通・小売企業
外食企業、消費者、調査・研究機関、他

2013 年度 GAP 実践セミナー・農場実地トレーニングの開催予定

*全国 26 の都府県で開催されている「GAP 指導者養成講座」は、「GAP 実践セミナー」と「GAP 実地トレーニング」とを合わせた教育プログラムです。いずれも「日本 GAP 規範農場評価員資格試験」の受験資格の要件となります。

開催期日：原則として毎月上・中旬に実践セミナー、中・下旬に実地トレーニングを計画しています。

ご希望の方は、協会事務局までお問い合わせ下さい。

開催場所：原則として茨城県つくば市内（会場／農場実地トレーニングは会場および農場）、その他の地方開催も可能です。

主催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

指導機関：株式会社 AGIC（エイジック）

定員：GAP 実践セミナー（2 日間）

30 名／実地トレーニング（2 日間）10 名

受講料金：25,000 円（当協会会員 18,000 円）

※テキスト・資料等を含む

参加受付：一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局

E-mail：mj@fagap.or.jp TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/>（一般社団法人日本生産者 GAP 協会 HP）

（教育・広報委員会）



『日本の農業普及制度と GAP 推進』＜連載第 6 回＞

アジアの普及事業の多様性と GAP

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 山田正美

〔この連載記事は、GAP を普及推進するうえで重要な役割を果たしている普及指導員や営農指導員を考慮し、普及制度について紹介するものです。今回は、多様なアジアの普及事業について紹介します。〕

＜アジア諸国の農業と普及の実態＞

日本の属するアジアは、気候区分、社会基盤、経済発展のレベルによって多様な農業が営まれています。この地域は、南アジア、東南アジア、東アジア、中央アジア、西アジアの 5 つに分かれ、このうち東アジアと南アジア、東南アジアは、現在世界経済の成長地域として注目されています。

大部分のアジア諸国では、国民所得と輸出に対する農業の占める割合は減少しつつありますが、アジアは世界の食物と農産物の最大の供給元として、世界経済に大きな影響力を持っています。

一方、アジアと太平洋の地域は、世界の人口の約 58%、農業人口の約 74%を占めていますが、農地は世界のわずか 38%しか持っていません。その結果、この地域で農業に携わる人の土地利用面積は一人当たり 0.3ha と、世界のその他の地域の 1.4ha のほぼ 5 分の 1 となっています（参考 1）。また、工業化を支える労働力として若者が農村を離れることで、農村における労働力は女性と高齢者の比率が増加する傾向にあります。

以上が一般的なアジアの農業に対する認識ですが、ここで地域ごとの特徴についてまとめたものがありましたので、次表に示しておきます。

地域 (国名)	農業の重要性	農業・農村開発の特徴
南アジア (アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ)	この地域はGDPの大きな割合を農業が占めており、また地域全体の労働力の50%以上が農業に従事している。特にインド、バングラデシュ、ネパール、スリランカ、パキスタンのような国では農業部門に特に大きく依存している。	他の発展途上地域よりも多くの栄養失調者と貧困者が生活しており、人口密度は最も高い。圧倒的多数の小規模農業は狭い農地を耕作し、灌漑地域は穀物生産が増加し、生産性は向上している。この地域は、アフガニスタンを除き、普及に必要な基盤があり、バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ、パキスタンでは訓練と訪問 (Training and Visit) による普及システムが実施されている。
東南アジア (インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)	シンガポールを除き、カンボジア、ラオス、ミャンマーとベトナムなどの農業に対して大きく依存している国では、農業部門が労働人口のかなりの割合を占めている。	インドネシアとマレーシアは大規模なプランテーションが開始されたことで知られている。普及活動のインフラはマレーシア、インドネシア、タイ、カンボジアでは比較的うまく展開しており、インドネシアやマレーシア、タイ、フィリピンでは、訓練・訪問システムが実施されている。
東アジア (韓国、北朝鮮、台湾、チモール、中国、日本、香港、モンゴル)	香港を除き、この地域の国々の農業は重要な経済活動として残っている。中国、韓国、モンゴル、東チモールは、労働力の大部分を農業が吸収している。	日本、韓国、台湾、中国では非常に良く組織化され、確立された普及システムが運用されている。称賛に値する確立した基盤は、普及による伝達を容易にしている。
中央アジア (ウズベクスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ロシア)	農業部門は、この地域の住民の大多数に十分な雇用の機会を提供している。	中部アジア諸国の政治・経済システムは、複雑に変遷してきている。そのため、組織化され技術的要求にかなう普及システムはまだないが、彼らは運用が可能で変化をもたらすことができるようにするための措置を講じている。
西アジア (アラブ首長国連邦、イエメン、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン)	イラン、パレスチナ、シリア、トルコ、イエメンの大部分の人々にとって農業は生活の糧である。 また、サウジアラビアでは、農業はごくわずかな労働人口しかないが、国の計画の重要な部分となっている。	サウジアラビアには、この地域で最も技術的に進んだ農業が存在し、非常に成功した強力な普及システムが運用されている。厳しい気候と限定された水供給にもかかわらず、数種の穀物、野菜、家禽と乳製品において、うまく自給を成し遂げている。イエメンでは普及の訓練・訪問システムが1985年から始まり5年の間運用されていた。
出典 : M. B. Baig and F. Aldosari, "Agricultural Extension in Asia: Constraints and Options for Improvement," The Journal of Animal & Plant Sciences, 23(2), 2013 (参考2)		

<アジアにおける普及の4段階>

表にも示しましたように、近代アジアにおける普及サービスは、国により多種多様であるにもかかわらず、一般的に4つの段階を経過していると言われています（参考3）。

第1段階（植民地時代の農業）

多くのアジア諸国では、植民地支配の宗主国によって農業試験場が設立され、プランテーションの輸出用商品作物、特にゴム、茶、綿花、砂糖などに関する新技術がプランテーション・マネジャーや大地主のみに提供され、自給作物中心の小規模農家への支援はほとんど見られなかった時代。

第2段階（多様なトップダウンによる普及）

宗主国からの独立後、植民地時代の影響を受けた輸出商品ベースの普及サービスから、徐々に輸出商品以外にも目を向けた総合的なアドバイス事業へと進化した。また、援助国からの支援を受け、小規模農家のニーズを満たすための様々なスキームがトップダウンで始められた時代。

第3段階（統一されたトップダウンによる普及）

1970年代から1980年代に、「研修と訪問」（Training and Visit）システムが世界銀行によって導入され、既存の複数の組織は、国の一つの普及サービスに統一されていった。これにより定期的なメッセージが農家グループに配信され、“緑の革命”に関連する技術の採用を推進した時代。

第4段階（多様なボトムアップの普及）

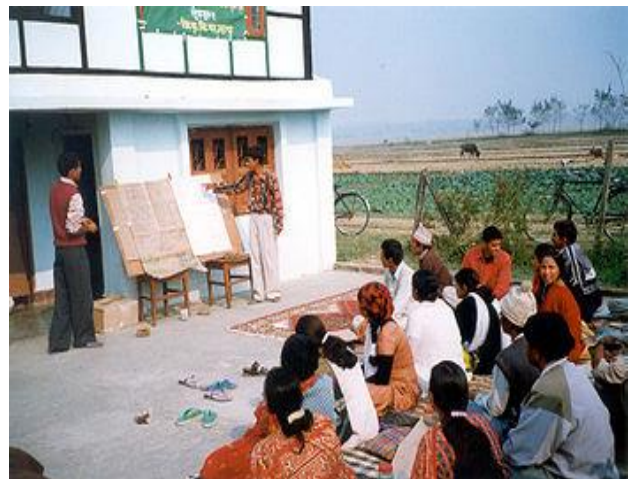
世界銀行の資金援助が終わったとき、「研修と訪問」システムは様々な他のソースからの資金援助プログラムやプロジェクトのパッチワークを残し、多くの国で崩壊してしまった。持続可能性や公平性に対する関心の高まりと、中央指令型計画の衰退が、トップダウンのアプローチから徐々にボトムアップによる参加型手法への変換をもたらすようになってきている段階。

<アジアの農業普及の現状>

現在の第4段階のボトムアップのアプローチは、今後広がっていくように思われますが、解決すべき課題も多くあるようです。

例えば、農村からの若者の流出、世界的な景気の失速、不安定な市場、気候変動による農業生産の悪化といった問題が都市農村間の格差をますます増大させています。また、景気の減速は普及に対する十分な公的資金の確保を困難にしており、普及職員の減少にもつながっています。

公的部門による普及サービスが充分でないと、民間部門による普及サービスが盛んになります。このような民間サービスは、シンジェンタ、モンサントなどの多国籍の資材供給業者や、農産物の GLOBALG.A.P 認証を必要とするスーパーマーケットチェーンなどの生産物購入業者によって提供されることが多く、農民は彼らを通じた生産物（特に生鮮野菜）の販売を拡大しており、アジアでは重要な役割を果たしています。それらには独自の農業研究組織と普及のスタッフがあり、彼らは特定の製品の輸出の可能性については、公的部門の普及員より精通しているかもしれません。



ネパールの青空普及教室（2002）
（Wikipedia より引用）

しかし、民間の普及サービスは企業の利益になることが前提なので、どうしても利益につながらないことは敬遠されることとなります。このため、都会から遠く離れ、輸送が限られた地域の小規模な農民は、このような民間の普及サービスから取り残されることが多くなります。

<ベトナムの例に見る普及サービスの現状>

ベトナムでは、重要な輸出品目であるコメについて、品質を向上させ、安定して高く売れる米作りを推進し、農民の所得向上と生活水準の向上を目指していますが、実態は肥料の多投により、やや多収ではあるが品質が良ならず、肥料成分による環境負荷も多くなるという結果を招き、多投入の資材費が農民の生活を圧迫していると言われていました。そのような状況の中で、政府も問題の改善に取り組んでいるようですが、実効は上がっていないと言われていました。

その一つは、地方の普及職員の給料が極端に低く、その代わりにサイドビジネスを認めているため、多くの普及員が農業資材の販売を手がけ、多投入につながる肥料等の資材の売上で収入の増加を図るという矛盾した状態にあります。これでは政府が末端の農民に環境に優しい持続的農業の新技术を普及しようとしてもなかなか浸透していかないということになります。

そこで、学校に通っている子供達に協力してもらい、ICTを使って作物の生育状況を収集し、技術指導に生かしていこうとするユニークな試みが始まっています。この取組みの詳細については「GAP 普及ニュース」第 27 号の二宮教授の巻頭言（参考 4）をお読みいただきたいと思います。

<東南アジアの GAP 推進>

アジア各国の GAP に対する取組みについては、東南アジアの国々は、国が自前の GAP 規準を作り、国が農薬等の検査をし、国が責任を持って GAP を推進しています。2年後の 2015 年からは、GLOBALG.A.P.と同等性のある ASEANGAP を標準にし、アセアン諸国の GAP 規準の同等性を担保し、域内の農産物貿易を自由にしようとしています。また、中国は GLOBALG.A.P.とほぼ同等の ChinaGAP をヨーロッパへの農産物輸出用に活用しています（参考 5）。

ただし、これらは食品安全を中心としたいわゆる商業 GAP の GAP 規準をクリアーするためのものであり、GAP の主目的である「農業による環境汚染の防止」や「持続的農業の推進」のために策定された「GAP 規範」に基づいて指導されているものではありません。「GAP 規範」に基づく指導についても、国を挙げて取り組んでいくようにならなければなりません。

各国の普及サービスが GAP の推進にどれだけ関与しているかはここで紹介できませんが、アジアでは、国が全面的に農業普及を推進しようとしている点では、ある程度共通しているものと推察されます。（次回はアフリカの普及サービスについて紹介します。）

主な参考資料

1. Agricultural Extension and Advisory Services World Wide –Asia–, Facilitated by IFPRI, <https://sites.google.com/a/worldwide-extension.org/public/> (2013.8.10 取得)
2. M. B. Baig and F. Aldosari, “Agricultural Extension in Asia: Constraints and Options for Improvement,” The Journal of Animal & Plant Sciences, 23(2), 2013
3. Wikipedia, “Agricultural extension service,” http://en.wikipedia.org/wiki/Agricultural_extension (2013.8.10 取得)
4. 二宮正士, “ベトナムの子供が支える環境保全型農業?,” GAP 普及ニュース第 27 号 p1-5, (一社) 日本生産者 GAP 協会発行, 2012 年 3 月
5. GAP 普及ニュース第 33 号編集後記, p22-23, (一社) 日本生産者 GAP 協会発行, 2013 年 7 月

《日本における GLOBALG.A.P.の役割と課題》(連載第5回)

農産物の自由貿易と GAP 認証の国際標準

GLOBALG.A.P.検査員、GH 上級評価員
一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事・事務局長 田上隆多

貿易協定と GAP 認証の現実

WTO (世界貿易機関) の加盟国政府は、自国の SPS 措置 (衛生植物検疫措置の適用に関する措置) の導入やそれを実施するに当たって、透明性を確保することや、国際基準《Codex、OIE および IPPC》と調和させるなどの義務が課せられています。しかし、「商業 GAP 認証」に関しては、政府が SPS 協定上の義務を負うのかということについて、先進国と開発途上国の間で意見が大きく分かれ、現実には SPS 協定に関わらず、GLOBALG.A.P.や SQF1000 などの農場認証制度などは、デファクト・スタンダード (事実上の国際標準) として EU やアメリカへの農産物貿易に利用されています。

これまで日本は、農産物の輸出が圧倒的に少なかったために、「商業 GAP 認証」の洗礼を受けておらず、EU やアメリカに農産物を輸出している国々の農業に比べて、環境保全や農産物安全に関する農場管理の実施水準に大きく遅れを取っています。そもそも環境保全や農産物安全は、農業政策の重要課題でもありますが、日本では EU やアメリカに比較して法規制などの取組みが少なく、国レベルでは「GAP 規範」も策定されていません。(一般社団法人日本生産者 GAP 協会の「日本 GAP 規範 Ver.1.0」を参考に、2013 年 8 月時点で、既に 6 県で県版の「GAP 規範」が作られています。)

様々な形で進行している貿易協定で、農産物の関税撤廃の合意などが切迫している時期にあって、事実上の衛生植物検疫措置のような存在となっている「商業 GAP 認証」が、日本農業の現実の課題になってくることは確実と思われます。しかし、GAP に関する日本国内の標準化への取組みは非常に遅れています。

JGAP 認証は国際標準になれなかった

日本では「高度な GAP 規準である」とされている「JGAP 認証規準」ですが、これが事実上の国際標準と言われている GLOBALG.A.P.から同等性認証を拒否されました。このことは GLOBALG.A.P.協議会のホームページに掲載されています。(*1)

GLOBALG.A.P.の本部から 2013 年 6 月 7 日付で「日本の GLOBALG.A.P.関係者の皆様へ」というメッセージが届いています。その内容を抜粋すると、「ベンチマーキング (同等性確認作業) を中止することになり、JGAP+G チェックリストに対して GLOBALG.A.P.との同等性を認めないという最終決定に至りました。」したがって「GLOBALG.A.P.認証を求める生産者は、GLOBALG.A.P.の管理点と適合基準 (GLOBALG.A.P.チェックリスト) に照らして認証の審査を受けなければならない、その審査は GLOBALG.A.P.の一般規則に準拠していなければなりません。」そして認証を求める生産者は、「GLOBALG.A.P.認証機関に連絡する必要があります。」ということです。

JGAP 認証は農業者が必要な情報を公開していない

TPP（環太平洋経済連携協定）や RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、そして EPA（経済連携協定）や FTA（自由貿易協定）の交渉とそれらの締結が目白押しになっています。交渉の結果がどのような結論になっても、日本農業の持続的発展を目指す目標と、その実現のための対策を打たなければなりません。そのためには、交渉過程で国民の意思を反映させる政治活動と同時に、事実上の世界標準と言われる「商業 GAP 基準への適応を準備する」現実的対応も必要になります。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会（FGAP 協会）では、「日本 GAP 規範に基づく農場評価制度」を広く都道府県の GAP 教育に浸透させて、国際レベルの評価に対応できる力量を身に付けた GAP 指導員の「農場評価員」を育成しています。また、それらの評価員による農業産地の GAP 指導を行い、希望する産地に対しては、評価員を通して GLOBALG.A.P.認証の指導も行い、多くの農場を認証の取得に導いています。

これらの過程で筆者が驚いたことは、都道府県の行政や普及指導員および各地の GAP 推進者、それに GLOBALG.A.P.認証の取得を考えている農業者らが、「JGAP 認証を取得すれば GLOBALG.A.P.認証も取得できる」と誤解していたことです。GLOBALG.A.P.本部からの「日本の GLOBALG.A.P.関係者の皆様へ」というメッセージは、本来、同等性認証を申請していた当事者が「公表しなければならない重大な事実」です。ところが、JGAP 認証制度を運営する協会のホームページには、2013年8月23日時点で、それに関する情報が全く見当たりません。

GLOBALG.A.P.との同等性認証に関する日本 GAP 協会の情報としては、「日本農産物の輸出を促進するために—JGAP が GLOBALG.A.P.の同等性認証の手続きを再スタート」(*2)、「日本農産物の輸出を促進するために—JGAP と GLOBALG.A.P.の同等性認証順調に進む」(*3)、「日本農産物の輸出を促進するために—JGAP+G 審査認証機関 募集のための説明会の開催」(*4)、などのプレスリリース情報が掲載されていました。

これらに関しては、GLOBALGAP 本部からの「同等性は認めないと最終決定された」時点で、日本 GAP 協会のプレスリリース等で「同等性確認作業を中止することになり、JGAP+G チェックリストは、最終的に GLOBALG.A.P.との同等性は認められないことになりました」と公表しなければならないと思いますが、ホームページ上では見当たりませんでした。

それどころか、JGAP認証制度を運営する日本GAP協会のホームページには、「JGAP と他のGAP との同等性認証制度を開始した」という情報が掲載されています。これによって「都道府県GAP 等を利用してJGAP 認証の取得が可能に！」なると、都道府県に呼びかけています。(*6)

TPP や RCEP、EPA や FTA が始まったら「商業 GAP 認証」は国際標準でなければ意味がありません。「チェックリスト」だけではなく肝心の「審査基準」が国際標準ではない JGAP 認証に、チェックリストが同等であると認証されることで、日本の農業や農業者に何かプラスの意味があるのでしょうか。

FGAP がラオスで GAP 指導—アジア各国と GAP 実践で協調を—

一般社団法人日本生産者 GAP 協会（FGAP 協会）では、独立行政法人国際協力機構の派遣事業で2011年6月よりラオス人民民主共和国で GAP の指導と教育プログラムの策定を行っています。これは、GLOBALG.A.P.をベースにして既に策定されている ASEANGAP 規準をそのまま受け入れ、国内農業のクリーン管理を向上させようとラオス政府が昨年から実施している事業であり、今

回の派遣では国の定めたモデル農場を中心に、「日本 GAP 規範に基づく農場評価」を実施しました。

ラオスでは、国のモデル農場を参考に、スイートコーン栽培で GAP 農場が既にたくさん作られており、スイートコーンジュースの原料供給が始まっています。ここでは、国が定めた FARM ADVISOR が活躍し始めています。また、ラオスの GAP INSPECTOR の育成も始まっています。先般、ラオスから5名が来日し、農家での評価員研修を行いました。皆さんは、非常にまじめに研修に取り組んでいました。

国際的な GAP 水準を想定している FGAP 協会の「農場評価制度」は、ラオスでも精度の高い農場評価を行うことができることが確かめられ、関係者から高い評価を受けました。農場の評価作業では、食品衛生面の管理はもちろん、環境保全に関する評価では、農業由来の環境汚染問題に鋭くメスを入れていますので、農業も発展途上であるラオスの自然循環型の農業を正しく評価し、近代化された農業のマイナスの外部効果に対しては、場合によっては直接的に、また近代化していない部分については逆説的にラオス農業を評価・解説する GAP 教育を推進しています。

ものは考えようで、経済の近代化競争の遅れから幸いにも豊かな自然がたくさん残されており、これを逆手にとって、持続的農業では「(周回遅れで)世界のナンバーワンになろう」と提案し、同時に「LaoGAP 規範」の策定や関係する分野の法整備などを推奨しています。

国際連合食糧農業機関 (FAO) では、GAP の概念について次のように説明しています。①安全で健康的な農業(食品と非食品)分野を守ること、同時に、②農業者の経済的な利益も確保すること、その結果として、③社会的にも環境的にも持続可能な農業を創りあげること、であるとしています。

GAP は、グローバル経済の競争に勝ち残ることではなく、それぞれの国のそれぞれの農業が、地域に生きつき、そこに住む人々の命を守ることが目的です。そのためには国際間の自由貿易協定においても、それぞれの国内の政策においても、農業の持続的発展を第一に考えるべきです。そのことについて FAO は、GAP プログラムの最終成果として「GAP の実施は、持続的農業と地域振興に寄与するものでなければならない」と言っています。

参考文献

(*1 <http://www.japan-globalgap.com/最新のニュース-what-s-new/jgap-g-benchmarking/>)

(*2 http://jgap.jp/JGAP_News/NewsRelease111017doutou_tetsuzuki_restart.pdf)

(*3 http://jgap.jp/JGAP_News/NewsRelease111215doutou_tetsuzuki_junchou.pdf)

(*4 http://jgap.jp/JGAP_News/NewsRelease111220.pdf)

(*5 http://jgap.jp/LB_01/index.html#sougoukisoku)

(*6 http://jgap.jp/JGAP_News/NewsRelease130530JGAP_GAP_doutousei.pdf)



国の推進するビエンチャン市の有機農産物マーケット



ラオスの山間の農村(カシ)でGAPの講演に聞き入る農民

株式会社 Citrus の農場経営実践（連載 7 回）

～農業高校の意義を見直す～



一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長（農学博士）
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

最近の農業高校って何のためにあるのでしょうか。こんな疑問を持つようになってきました。農業大学校に勤務していた時には、学生を確保する対象としてしか見ていませんでした。

農業大学校を退職してから、地元の農業高校のために地域の人々と協力しあって教育をするという主旨で設立している「有田中央高校地域協育会」の理事として高校教育に関わる機会が多くなり、農業高校の見直しにも関わりつつあります。私も学校名が変更されていますが同じ農業高校の卒業生であり、その頃は農家の子弟が大半を占めており、卒業後は家を継いで就農する生徒が多かったのを記憶しています。

しかし、近年の農業高校生は、農家の子弟が1割を切っているのが実態であり、卒業後の進路も多様になっており、そのまま就農する生徒はほとんどおらず、農業大学校への進学が唯一農業関連の進路のようになっています。農業高校の教育において、「農業」は教科の一つになってしまっており、「本当の農業教育はできているのだろうか」と疑問になります。

和歌山県職員時代、和歌山県は農業県であり、果樹王国でもあり、「果物の生産量で日本一が三つもある」と自慢していたのですが、今では恥ずかしい限りです。現在の農業生産の実績ではこのようになっていますが、「これまで、県の農業・果樹産業を支える人材が適切に育成されてきたのだろうか」、「今後の農業を支える人材育成が適正に行われているのだろうか」という疑問がわきます。このような視点で農業高校、農業大学校、行政を見つめ、そして地域の相互連携を強める取り組みが、ほとんど行われて来なかったのではないかと反省させられます。

行政指導における「農業体験教育」は、農業の人材育成につながってきたのだろうか、具体的な調査はしていないので否定もできませんが、単なるイベントとしてしか存在しないのではないかと考えています。しかし、農業高校の生徒が地域の小学生などを対象にして農業体験イベントなどを企画し実施しているのは、高校生にとって大いに意義のあるものと思っています。また、学校を一つの企業と見なして、農産物の生産から流通・販売までを模擬会社にしての教育する内容はとても立派だと思いました。また、地域のニーズに応えた加工品の開発などについても、「今の農業高校は頑張っている」という実態も知りました。

先日、「地域協育会」の集まりがあり、生徒と先生、そして「地域協育会」会員の三者が集まりました。そこで、農業クラブをはじめとする生徒の意見やプロジェクトの発表がありました。私も4Hクラブや農業大学校における研究活動の成果発表に関わってきましたが、近年の農業クラブのプロジェクト発表をみて驚くことばかりでした。発表方法がビジュアル化されていることもあるのですが、地域との連携、地域のニーズを捉えた研究が多く、生徒と先生の取り組む姿勢が起業家的であることです。指導する先生方の努力とセンスが大きく反映するのでしょうか、それを経験した生徒は、卒業後大きく成長することと思います。彼らの研究や経験をそのまま進路に活かしていけないものかと考えています。

現状では、農業への就職先はなく、「進路は別物」というような扱いとなっているような気がしますが、ここを何とか改善し、地域の連携や行政の働きによって、農業・果樹産業への人材確保につなげていけないものかと考えます。

こんな中、去る 7 月 25、26 日の二日間、和歌山市において開催された平成 25 年度全国高等学校農場協会近東支部大会・東海地区高等学校農業教育研究会大会に招待され、「提案と人材育成」と題してスピーチをしてきました。講演のみでも良かったのですが、主催者から「活動全体の様子を是非知って欲しい」との要請もあり、二日間通して出席することとなり、多くの農業高校の先生方と交流ができました。

この貴重な機会により、先に述べた課題の幾つかは、日頃の私の疑問と良く一致しているとの印象を受けました。先生方は、農業という業種に生徒の進路がないということが大変残念がっていました。農業高校の先生方は、「農業は教科の一つ」と考えるのではなく、「職業の一つ」と考え、日夜生徒指導に努力していることを知りました。

私の講演が最後のプログラムでしたので、この研究会で議論されてきたことを踏まえ、「私は農業高校の出身であり、高校の先生が英語の書籍「シトラス・インダストリー」を取り出し、『ここに解答があるよ』と示されたことに強いインパクトを受け、その後の進路を決めた生徒の一人であることを強調し、このことが契機となって、現在の私をここに立たせてくれている」という主旨のことをお話ししました。そして、「先生方の目線で農業高校卒業生の進路報告を聞いて下さい」、「先生方は生徒の可能性を高めるために日夜スキルアップをして下さい」と締めくくりました。200 名余りの先生方が熱心に聴講してくれたことを感じました。講演終了後に多くの先生方から話しかけられ、共感をいただきました。

この研究大会に出席して、若者が農業という職業を自由に選べる環境を産地が早急に考えていく必要性を強く感じました。大切なことは、JA や行政、あるいは地域が、今ある農家を守ることを中心に考えるのではなく、農業という地域の資産を誰に託していくかという視点で真剣に考えていかなければならないことであり、その時期が既に来ていると私は考えています。

《用語解説》

1. グローカルとは

グローカル (Glocal) とは、グローバル (Global : 地球規模の、世界規模の) とローカル (Local : 地方の、地域的な) を掛け合わせた造語で、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する (Think globally, act locally)」という考え方です。グローバル化とローカル化を同時並行的に進めて、「様々なことについて現地化していかなければならない」という日本企業の海外戦略の理念・ポリシーとして 1980 年代に発祥した言葉で、現在では世界的に、環境問題、地域開発、政治、経済といったあらゆる分野で用いられています。

2. グローカル企業とは

グローカル企業とは、文字通り「グローバル×ローカル」を実践している企業であり、地域に根ざした世界企業ということが出来ます。具体的には、主に以下のような企業を指します。

- ①国際的に事業を展開する大企業で、地域別の特性に合わせて設立した現地法人を有する企業
- ②本社がグローバル戦略を持つと同時に、各国や各地域の言語、文化、法制度などに対応した戦略

を持っている企業

③国際的に事業を展開している地方の中小企業

④大都市ではなく、地方に本社を持つ企業で、世界的水準で事業を展開しながらも、地域密着性が高い企業

グローバル企業を標榜している小売業にイオンがあり、「グローバルレベルで通用する経営水準と地域に根ざしたベストローカル、その双方を高いレベルで実現する企業を目指す」としていますが、小売りの過当競争により地域にシャッター街を増やし、PB商品の安値販売などで製造業の利益を圧迫し、賞味期限等に係わる商習慣により食品ロスを増大させていることなどが指摘されていますが、ベストローカルになるためには、これらの点での前向きな取組が必要になっています。GLOBALG.A.P.を推奨している日本で唯一の小売業者としてのイオンには、真のグローバル企業としての活躍を期待します。

食糧危機の到来がささやかれている昨今、少なくとも、国の根幹である農業・食品製造業を守り、国民の食を守る姿勢こそが「グローバル企業であること」の重要な視点と考えています。

(調査広報委員会)

【編集後記】

日本の参加で TPP 交渉が進められ、年内にも妥結すると言われてはいますが、農産物の関係がどうなるのか、まだ皆目わかりません。また、日本国内の農業対策の具体的な内容がどうなるのか、多くの関係者はかたずをのんで見守っているところかと思えます。

「巻頭言」にあるように、日本でも農政と環境行政が農業生産において一元的に行われ、EU に準ずるような「環境保全に対する努力を評価する環境支払」が農家への戸別補償として実現できないものかと思っています。このような農政が行われて初めて、GAP の意味が明確になり、GAP の有効性が発揮されて来るものと思えます。

田上理事長の連載には、「GAPは持続可能な農業と地域振興に寄与するものでなければならない」というメッセージが、5ページにわたって掲載されています。県の行政・普及指導が GAP の重要性に気が付き、農家・農協が GAP に取り組み始め、これを普及指導が支援する形で進み始めた「日本型の GAP」は、多くの県で「GAP 規範」が作られる段階に至っています。経済的メリットではなく、輸出目的でもなく、「消費者のために良い農産物を作ろう」、「環境に負荷を与えないようにし、美しい日本の自然を守ろう」ということで、多くの県で取り組み始めている実態を見ると、「日本型の GAP」であり、その「日本らしさ」に気が付きます。イギリスの GAP は、国が指導する合理的なシステムとして運営されていますが、日本はまさに、「日本 GAP 規範」の冒頭に記してある二宮尊徳の指導した農村復興策のようでもあり、氏が求めた「農業倫理の実践者たれ」という言葉が日本を動かしているようにさえ感じます。一方で、GAP 実践の農場評価は、国の農産物輸出の振興策にも影響するものですから、日本初の GLOBALG.A.P.の日本ツアーが大きな節目になることも考えられます。今後のこの方向での発展も期待したいと思います。

田上理事長のここでのもう1つの主張は、欧米では常識になっている『販売した者が消費者に対しての責任を負う』ということが、日本ではまだ実現されていないことです。最近、農水省が力を入れ始めている「食品ロスの削減」についても、消費者の代弁者を自称する「流通」が低価格のみを宣伝し、消費者に安いものをたくさん買わせて、家庭における食品の大量廃棄を助長しているこ

とが指摘されています。イギリスの高級スーパーであるマーク&スペンサーなどは、消費者教育に力を入れ、品質の良い食品、賞味期限の意味などについて啓蒙し、日本では賞味期限の「3分の2残し」以上でないと販売して貰えないのに対し、「3分の1残し」でも良い商品を買って貰えるということです。「流通」は、消費者の代弁者として、消費者の食生活にとって本当に大切なものを教える必要があると思いますし、商品に対し販売者としての責任を持つことも重要になっていると思います。

日本 GAP 規範に基づくグリーンハーベスター農場評価制度 (GH 農場評価制度) が軌道に乗り、ロゴマークも決まり、その評価結果の重要性が認識されてきています。そこで田上理事長が、既に「商業 GAP 認証」を取得している農場を対象に、農業普及指導員が GH 農場評価を行った結果を紹介しています。商業 GAP 認証では、認証されたか否かの結果だけで、何故その判定になったのかが判りにくく、なかなか改善に役立てにくいのですが、GH 農場評価では細かい指摘と理由の解説があり、それに沿って改善すれば優れた GAP 農場になれることが具体的に説明されています。どうぞ一読ください。

山田理事の農業普及制度の解説は、今回はアジアでの状況についてです。外国のことはなかなか理解し辛いのですが、日本とは違った環境に置かれた国々での模索が良く理解できます。日本には古くから農業普及制度ができていたことを、今更ながら有難く思います。 (食讚人)

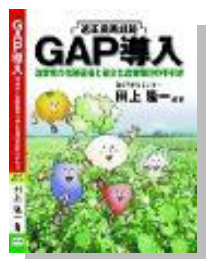
【目指す GAP の理念】

適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円+税)

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



《GAP シンポジウム資料集》定価 (本体 1,500 円税込)

「日本農業を救う GAP は？」



2009.3

「GAP 導入とそのあり方」



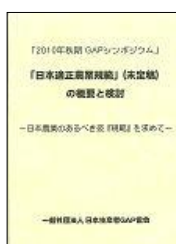
2009.8

「欧州の適正農業規範に学ぶ」



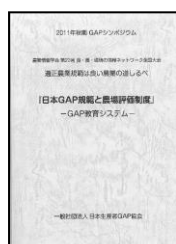
2010.4

「日本適正農業規範の概要と検討」



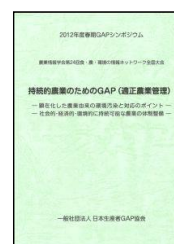
2010.10

「日本 GAP 規範と農場評価制度」



2011.10

「持続的農業のための GAP (適正農業管理)」



2013.2

『イングランド版適正農業規範』
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本適正農業規範』(未定稿)
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本 GAP 規範 Ver.1.0』
定価 (本体 2,500 円)
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月の隔月に発行されます。

正会員 (入会金: 個人 15,000 円、団体 30,000 円)

個人会費: 10,000 円 団体会費: 20,000 円

利用会員 個人会費: 10,000 円 団体会費: 20,000 円

賛助会員 賛助会費: 1 口 30,000 円 (1 口以上)

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者 (個人・グループ) と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会（FGAP 協会）は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、FGAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局
〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟
402
☎ : 029-861-4900 Fax : 029-856-0024
E-mail : mj@fagap.or.jp URL : <http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC（エイジック）の活動》

㈱AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

㈱AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

㈱AGIC GAP 普及部 ☎ : 029-856-0236 Fax : 029-856-0024
E-mail : office@agic.ne.jp URL : <http://www.agic.ne.jp/>